

株式会社イメージワン「(仮称) 会津若松みなと風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和3年7月15日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 会津若松みなと風力発電事業環境影響評価方法書について、株式会社イメージワンに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：福島県会津若松市
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大21,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 2年 4月 2日
環境大臣意見受理	令和 2年 6月 1日
経済産業大臣意見発出	令和 2年 6月26日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 3年 1月26日
住民意見の概要等受理	令和 3年 3月26日
福島県知事意見受理	令和 3年 7月 6日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 7月15日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤
電話03-3501-1742(直通)

株式会社イメージワン「(仮称) 会津若松みなと風力発電事業
環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域周辺には、他事業者による既設及び計画中の風力発電所があることから、累積的な環境影響が想定される環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、濁水の影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 対象事業実施区域及びその周辺は、文献調査よりヤマネの生息が考えられることから、巣箱調査の実施を検討すること。
4. 景観への影響調査を行うに当たっては、会津若松市景観計画等に基づき、適切な箇所を調査地点に追加すること。

(福島県知事からの意見書の写しを添付)